

第40回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年7月25日（火）

午後3時30分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	30 濱田 平八郎
31 北湯口 進				

欠席届出 なし

無断欠席 なし

遅刻者 なし

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第3条許可処分の取消に

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地専門委員会に付議した事項について

報告第4号 農政専門委員会に付議した事項について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第25号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第27号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

- 6 報告
- 7 協議事項  
協議第1号 平成24年度遠野市農業委員会遊休農地解消対策（案）について
- 8 その他
- 9 閉 会

議 長	<p>(午後3時30分)</p> <p>皆様大変ご苦労様です。</p> <p>今日は第40回遠野市農業委員会総会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、議案書にもありますが事業報告、各委員会の報告等あります。皆様方に丁寧なご審議を頂きご検討頂きたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは第40回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、5件、協議事項が1件であります。丁寧に審議願います。</p>
議 長	<p><b>【開 会】</b></p> <p>本日の出席委員でございますが、現在31名中31名出席です。</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。</p>
議 長	<p><b>【農業委員会憲章朗唱】</b></p> <p>議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。</p> <p>ご起立願います。</p> <p>先唱を15番、新田佐悦委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。</p> <p>(以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>次に報告第1号、農地法第3条許可処分の取消について、事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>報告第1号でございます。1ページをお開きください。</p> <p>(以下「農地法第3条許可処分の取消について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>報告第2号でございます。</p> <p>(以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>次に、報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について、報告いたします。</p> <p>先ほど、農地専門委員会が開かれましてその結果について報告書が届いております。これを読み上げまして委員会の報告とさせていただきます。</p> <p>報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について報告いたします。</p> <p>先ほど、農地専門委員会委員長から、本日午後1時30分から開催された、第2回農地専門委員会で検討したことについて報告がありました。</p> <p>農地専門委員会では、「遊休農地解消事業の導入」について協議し決定されたとのことであります。よって、その結果は本日の協議第1号でご提案申し上げるものであります。若干内容に触れますと、遊休農地の解消を指導する立場の農業委員が、率先して解消事業を導入し、委員全員で作業に取り組むように話し合われたと報告を頂いております。市内に152ヘクタールほど存在する遊休農地。この解消に農業委員会が自ら立ち上がったと感じました。</p> <p>農地専門委員長に対し敬意を表しますとともに、農地専門委員の皆様にはご苦労様でしたと、お礼を申し上げ報告といたします。</p> <p>本日の協議においては、全会一致で、農地専門委員会での協議通り、ご決定いただき</p>

議 長	<p>ますようお願い申し上げます。</p> <p>次に、報告第4号、農政専門委員会に付議した事項について、報告いたします。      こちらも同じように報告書が届いておりますので読み上げまして報告させていただきます。</p> <p>本日、事務室において、農政専門委員会委員長から、平成24年7月11日に開催された、平成24年度第1回農政専門委員会で議論した内容の報告がありましたので、本総会に報告するものです。</p> <p>農政専門員会での協議内容は、遠野市における放射性物質除染対策の現状と対策について協議したもので、協議の結果、除染作業の受け手として、認定農業者協議会が名乗りを上げていることや、高齢の畜産農家は、今回のことを機に畜産業を廃業しようとしていること、汚染された稲わらの補償が未だに無いこと、除染を請け負っていただきたい建設業社との調整が進んでいないことへの苦言など、様々な意見が出され、このような対策については会長・事務局長などが出席する会議で提案・要望していただきたいという旨の報告を頂きましたので、今後の会議において発言していきたいと考えます。</p> <p>農政専門委員会の皆様にはご苦労をおかけしました。      以上報告します。</p>
議 長	<p><b>【議事日程】</b></p> <p>これより本日の議事日程に入ります。</p> <p>日程第1。</p> <p>議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名人には遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認め、議事録署名人に16番、佐々木収一委員。17番、菊池昇委員。会議書記に事務局、小倉匠君を指名いたします。</p> <p>次に議事参与の制限についてです。</p> <p>議案に関係する委員は発言をご遠慮願います。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係 長	<p>第40回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。      3ページ、4ページでございます。      （以下「第40回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略）</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第23号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>尚、農業者年金受給に伴う使用収益権の再設定につきましては説明を省略いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係 長	<p>はい、議案第23号について説明いたします。農業者年金につきましては今回新規ですので説明させていただきます。</p> <p>1番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町29筆、48,266㎡。農業者年金受給による使用貸借の新規です。      貸人はすでに経営移譲年金を受給しておりますけれども、後継者が死亡した為に、後継者の妻に貸付けるものです。</p> <p>2番。      借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。      ●●町、3,599㎡。こちらも農業者年金受給による新規となります。</p>

	<p>すでに貸人は経営移譲年金を受給しておりますが、国土調査よりまして受給者名義の農地が出てきた為に後継者に貸付けるものです。</p> <p>3番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町4筆、3,101㎡。</p> <p>4番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町4筆、2,649㎡。</p> <p>3番、4番の借人は、昨年●●県からご夫婦で転入し、現在●●町に住んでいます。新規就農にあたり平成●●年から●●年まで農業短大、また大学の農学部で教育、研究を受けた後、昨年●●月から今年●●月までは●●●●でアスパラ、ミニトマトの栽培技術についての実務研修を受けております。今年1月に岩手県の認定就農者の認定を受け、今回の使用貸借の申請となったものです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます、 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。</p>
2 7 番 委 員	<p>27番。3番、4番の関係ですが、3番、4番の借人は新規就農に伴う同一人物です。尚、また3番、4番の土地については地図形の関係にございまして両名から一括賃貸借の形をとって就農していくわけであります。先ほど、説明がありましたとおり県の認定就農者の認定を受けたご夫婦でございまして7月18日●●町の委員2名、事務局1名3名で現地を確認したところでございまして特に問題はないと判断いたしました。おねがいします。</p>
議 長	<p>はい、現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります、 質問のある方は発言願います。なお発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。 ごさいませんか。</p>
2 番 委 員	<p>はい、2番山崎です。 この土地は、●●●●の土地ですか。それ以外の土地ですか。地区外ですか。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
2 7 番 委 員	<p>全体の地域の中には入るわけですが、あくまでもこの土地の関係につきましては個人の所有の部分でございまして●●●●の形の中には入っていない部分でございします。</p>
2 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>はい、他にございせんか。 （「なし」の声あり）</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第23号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございせんか。</p> <p>（「異議なし」の声を確認）</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第23号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第3】 日程第3、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議案第24号について説明いたします。</p> <p>1 番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町3筆、3,069㎡。 渡人は、労力不足のため要請し売り渡すものです。</p> <p>2 番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町11筆、17,485㎡。 報告第1号の関連案件になります。親子間の贈与です。高齢となったことから後継者に譲り渡すもので国土調査後の地割地番面積での申請となります。</p> <p>3 番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●●、●●●●。 ●●町3筆、2,012㎡。 受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■市から転入し現在は●●町の貸家に住んでいます。渡人が以前住んでいた住宅の跡地を買い上げ、現在住宅を建設中ではありますが、この土地と隣接している土地を今回買い上げ、新規就農するものです。渡人が●●に住んでいることから管理されていなかったこともあり、取得した初年度は耕起と土づくり、その後は野菜の作付けを計画しています。</p> <p>4 番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町、439㎡。 こちらは、親子間の贈与となります。高齢となったことから後継者に譲り渡すものです。</p> <p>5 番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町、1,631㎡。</p> <p>6 番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町、1,411㎡。 5番、6番は交換となります。相互の利便性を図るため、交換するものであります。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たすと考えられます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町でお願いします。</p>
9 番 委 員	<p>9番昆野です。1番の現地確認結果についてご説明いたします。現地確認については、農業委員2名と事務局1名でおこないました。受人である●●●●さんは、この土地の近くの方であり、土地の効率的な利用からもまた農業従事の関係、あるいは、地域との調和の関係からみても何ら問題は無いと判断してまいりました。</p>
議 長	<p>続きまして●●町。</p>
6 番 委 員	<p>6番菊池です。3番についてそれから5番、6番の3件について●●町農業委員2名でもって現地確認しました。その結果、3番については当該農地に砂利が敷かれていた</p>

	<p>ということで畑・農地で報告するのはどうかなということを感じました。5番、6番については周辺農地への何ら影響はないものと確認いたしました。</p> <p>それで番号3番については、砂利が敷かれてあるということがありますのでこのことについては後日、事務局が当事者に確認しますということでございましたので、議長の計らいで事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局 長	はい、議長。休憩をお願いします。
議 長	はい、休憩に入ります。
議 長	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>先ほど現地確認結果について説明があったとおりです。他にございますか。</p>
事務局 長	はい、議長。それでは、先ほど現地確認の結果、次男委員から若干ご指摘があった3番について説明をさせていただきます。農地に敷き砂利をしていたというのは現地確認の結果でありましたが注意によって即取り除いて復旧しているということからこの売買については何の問題がないとしたいと思います。
議 長	<p>今のところ何の問題もないということです。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第24号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声を確認)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第25号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係 長	<p>はい、議案第25号について説明いたします。</p> <p>1番。</p> <p>借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町10筆、10,136㎡。</p> <p>賃貸借の新規です。</p> <p>2番。</p> <p>借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町2筆、10,233㎡。</p> <p>賃貸借の新規です。こちらは、報告第2号の関連案件であります。借受者は農業生産法人でありまして先ほど解約通知のあった法人の事業を引き継いで行っている法人です。主な職業として●●●●、●●●●、●●●●、●●●●等を行っています。</p> <p>3番。</p> <p>借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町2,676㎡。</p> <p>賃貸借の新規です。</p>

議	長	<p>4番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町3筆、4,974㎡。 賃貸借の新規です。 以上です。</p>
		<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は、発言願います。 （「なし」の声あり）</p>
		<p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第25号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
		<p>（「異議なし」の声を確認）</p>
		<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第25号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長		<p>はい、議案第26号についてご説明いたします。</p> <p>1番。 譲受人。●●●、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 稲荷下第二地区土地区画整理事業●街区●、2筆、596㎡。 譲受人は、東日本大震災の被災者への住宅提供のため、建売住宅を建築するものです。申請地内の排水は公共下水道への接続を計画しており、周辺への影響は無いと考えます。位置は、●●●●から南へ120メートルほどのところで、都市計画区域の用途地域内に位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>2番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 稲荷下第二地区土地区画整理事業●街区●、330㎡。 譲受人は、現在アパートに住んでいることから、新たに自己住宅を建築するものです。申請地内の排水は公共下水道への接続を計画しており、周辺への影響は無いと考えます。位置は、1番の申請地の隣接地であり、都市計画区域の用途地域内の位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>3番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町、177㎡。 譲渡人、譲受人は親子であります。譲受人は現在の住宅が老朽化していることから、宅地と隣接している畑に農家住宅を建築するものです。申請地内の排水計画は浄化槽での処理であり、周辺農地への影響は無いものと考えます。位置は、●●●●から東へ1.7キロメートルほどのところで、市道、宅地、農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>4番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町、351の内325㎡。 譲渡人、譲受人は親子であります。譲受人は、現在借家に住んでいることから、新たに自己住宅建築するものです。申請地内の排水計画は浄化槽での処理であり、周辺農地</p>

	<p>への影響は無いものと考えます。位置は、●●●●から南西へ800メートルほどのところで、市道、宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町、●●町をお願いします。●●町からお願いします。</p>
24番委員	<p>24番森川です。1番と2番ですが、先ほど事務局から説明があったとおり何ら問題は無いと思いますが一つだけ、ここは同じ敷地内ですけれども分筆2つにされている土地なんですけれどもまだ造成中ということで境界の杭は定められておりませんでしたけれども造成後は杭が定められるということになっているそうですからお知らせして終わりにしたいと思います。</p> <p>続きまして●●町。</p>
19番委員	<p>19番松田です。7月18日の午後、農業委員2名、事務局1名現地調査に行っていました。何ら問題は無いと思います。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして●●町。</p>
7番委員	<p>7番白岩です。農業委員3名と事務局1名で確認をしてまいりました。何ら問題は無いと、他の農地と隣接していないということで問題なしということで確認してまいりました。</p>
議 長	<p>はい、現地確認結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第26号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声を確認)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第27号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第27号について説明いたします。</p> <p>1番。</p> <p>願出人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町2筆、159㎡。</p> <p>現在の利用状況は、昭和●年頃から居宅への通路として利用し現在に至ります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明のありました案件について地区担当委員からの現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。</p>

19番委員	19番松田です。今事務局から報告があったとおりで何ら問題はありません。以上です。
議長	はい、現地確認結果について説明がありました。これより質疑に入ります。質問のある方は発言願います。ございませんか。 「なし」の声あり)
	発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。お諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  （「異議なし」の声を確認）  ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 <b>【報告事項】</b> 次に報告事項がございます。 「市営寺沢牧野」除染作業の進め方について事務局長より報告いたします。
事務局長	はい、議長。7月13日に寺沢公共牧場除染事業の進め方について説明会がございましたのでその内容について報告いたします。 （以下、資料説明により記載省略）
議長	それでは、続きまして協議事項に入ります。
議長	<b>【協議事項】</b> 協議第1、平成24年度遠野市農業委員会遊休農地解消対策（案）についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。
農地係長	はい、協議第1号、平成24年度遠野市農業委員会遊休農地解消対策（案）についてを説明いたします。 （以下、別紙資料説明により記載省略）
議長	ただいま事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問のある方は発言願います。
20番委員	20番菊池です。このことは非常に大切なことでありますし、地域もこれをやらないとやっぱり地域全体荒れるからいい事業だと思います。それで（1）の遊休解消農地にここに遊休農地所有者に農業委員が耕作交渉について交渉する、ここはいいんですが、原則土地の所有者と代表農業委員との農地管理委託契約をすると、そしてこの場合借人は農業委員となるという文面がありますが、これも必要な策かもしれません。否定するわけではありませんが、ここには、例えば地域の担い手集団とか営農集団とか逆にそういうところを農業委員があっせんして、そういうところの組合との契約を結ばせて地域で取り組む形にしたほうがより効果をあげるのではないかと思うんですが、そういったことについてはどうです。農業委員もだんだん年をとってきてやれなくなる状況です。
事務局長	私の方からお答えします。これは賃借ではありません。いわゆる補助金をいただく為の手法です。資料の16ページをお開き願います。農地の管理委託をするということであ

	<p>ります。いわゆる鱒沢地区のAさんが耕作放棄地の全体調査で黄色、または緑に区分されていたといわれる耕作放棄地ですと、この土地の所有者Aさんという方に農業委員が出向きましてここは指導通知書がきているはずだけでも何かやるところですかと、いやいやとても苦労してます。そうならば、一回菜の花をまかせてくれないかという相談をしていきます。そして、いいですよと、なると管理委託契約書、いわゆる迷岡には2人の農業委員さんが、鱒沢には3人いますね、3人の農業委員で共同して10アール以上の面積を解消していくということですから10アール以上の面積があるところにおいて交渉して、では作付けをお願いしますと、管理委託契約に代表の農業委員の名前と所有者の名前を書いていただくと管理してあげますという契約ですから、一度作ってあげますという契約を交わします。そうすると農業委員が地域の自治会だとかPTAだとか巻き込んでいければいいことなんですが、そういう声かけがこなれば3人でどこかの土地を選んでいただいてトラクターで打って耕起して雑草を刈って殺して、9月の中旬あたりまで菜の花の種を蒔く肥料もいくらかやって、一度播種すると菜の花は秋のうちに芽がでます。芽が出ると春に雪がかぶっていても芽が生きていますから、また春に出てきたときに少し追肥してやると、その作業を農業委員が中心となって共同でやるとそうしたときに土地の所有者へはこういう風に解消してあげたから次はあなたが管理しないといけないよというふうに仕向けていく、所有者なんだからやってくださいと、菜の花の場合は、一度蒔けば6月、7月に咲いて7月末から8月あたりにバラバラと種が落ちてきます。それを刈り取っただけで、また生えてきますからまたその繰り返しでいけるということですので一番手のかからない作物かなということ提案させていただきましたが、この管理委託契約書を交わすことによって経費は一度農業委員が立て替えることとなりますけれども、市のほうから農業委員の代表の口座番号をお聞きしますのでその口座に市の方から補助金が最高額が5万円ですので、いくらかかっても5万円ですから5万円以内で収めるようにしていかなければならないという条件がありますけれども、3万円できた場合は3万円しか補助金いきませんが、そのために貸借ではなく管理委託契約でやっていくと、ただ今菊池委員からお話があった貸借の部分も当然進めていかなければならないことでもありますので、今後そのことについても議論していく必要があるなと感じたところであります。</p>
20番委員	<p>わかります。わかりますが実際のところ、その一回やってあげて次にこれを継続してくださいとなった時に、できなくて耕作放棄地になっているのだからその菜の花をやっているときはいいですが、また同じことの繰り返しにはならないですか。それより例えば、農地の貸借をもう少し移行させて何かその、やっぱりそういった地域を守るということを展開しないと、それは農業委員が入ってあっせんしますと進めますよとそういったことを展開しないと、一過性でやりましたと、菜の花植えましたと、何町歩やりましたと、してではその後やってくださいといってもその人たちはずっと管理も何もできなくてあいているのだから、また誰かがやってあげないといけないのじゃないかと、ずっと農業委員がその形態でやってあげないといけないのではないですか。ちょっとそこを検討していただけませんか。</p>
議長	<p>委員長からも後でお話していただきますが、これはですね一つには、今なかなか解消できない農地を、農業委員が率先して何か形を見せていかなければならないんじゃないかというのが一つです。それとあと一つが、先ほど菊池委員が言ったように農業委員がずっと継続していくというわけではなくて、見本をみせてあとはこれに継続して、例えばいわゆる地域のいろんな団体の人たちにもこれでいったらどうだと、その見本的なものでいいんじゃないかなというふうには私は考えているんですが、これが10年も20年も農業委員が中心になって地域の5町歩全部を私たちがやるということではないです。見本を示して農業委員が率先してやっているんだというものを何か目に見えるものをお見せしたいなという気持ちなんです。</p>
9番委員	<p>9番昆野です。この問題については先ほどの専門委員会の中でも、今菊池委員がおっしゃった部分も十分みました。やはり継続性がなければなかなか矛盾しているよと、継続性を持たせるためにはやはりそれなりの収入がなければ農家は手を出さないだろうと</p>

	<p>いう問題とかいろいろあったわけです。しかしまず、一番大事なことは遠野市でやはりタフビジョンの中で耕作放棄地ゼロ化を目指すというような大きな狙いがあるわけですが、その中で、まず農業委員が解消の姿勢を示すことが一番大切だと、いろいろ問題がある、敬遠されるものについては今後事務局と十分連携を図りながら解消していかなくてはならないですし、来年になればこの辺を検証してですね、今敬遠されている部分が出てくると思いますけど、こういったことをまた皆さんと共に、今専門委員会が中心となってこの辺も話し合っ改善していくところは改善して、直すところは直していかなければならないだろうし、十分今皆さんが敬遠しているところは委員会の中でも話はできたわけで、それで今後先ほど事務局長の方からお話出なかったのですが、これでは収益性をあげるためにどうしたらいいとか、販売につなげればいろいろな戸別所得補償との絡みで、販売につなげなければこういったものが継続的にできないわけです。その辺もいろいろ工夫しなければならない問題ですし、販売によっても今度はどのようにして売るかということもあります。委員会の中では事務局の方から説明もありました。しかしこの中では、この辺まで論議すると長くなるものですから、まず農業委員でこの解消の姿勢を示すというのが一番大切じゃないかという話でございます。</p>
議 長	<p>今委員長がお話されたことはそのとおりだと思います。まず、各地区の委員たちが小さい面積でいいから始めましょう。実は、附馬牛では新田委員がもう既に始めています。面積はいくらくらいでしたか。</p>
15番委員	<p>面積は、約5反歩です。</p>
議 長	<p>もう既に取り掛かっているんです。こういう形で入り込んでいるわけですからぜひ、各地域で農業委員が動いているんだ、とても頑張っているんだというのをださないといけないと思います。</p>
26番委員	<p>26番です。既にやっているとのことですがどの位の収益があるんですか。</p>
事務局 長	<p>それでは収益ということを考えますと非常に重くなってきます。最初からそれをありきで始めると非常に重くなってきます。菜の花の場合は、先ほど委員長が説明しましたが、販売をすると、種を販売するということになるのと戸別所得補償制度の中で反当3万円が交付されます。販売しないとだめです。ただ景観作物にするのではなく油にするもしくは種子で売る、これをやることによってまず戸別所得補償制度で10アールあたり3万円はかかると、ただ種が500グラムで農協だと1,000円超えるんです。売ればですよ。私は、2反歩ほど作りまして綱木委員に刈っていただきましたが、2反歩で250kg位、1反部では100kgくらい種がとれるのかなと思いました。これをどう販売に繋げるかというのが課題なんですけども私は販売ではなくて今回のこの事業に種子を提供すると考えていましたけどもそういうふうな収量があるということと販売につなげれば3万円が戸別所得補償制度で交付金があるよということです。</p>
26番委員	<p>なんかわかったようでわからないけども、やっぱり我々農家は生活のためにやっているんだから農業委員としてもそういう曖昧というか態度よりも地味に汗水流してもいいよう確実な政策を私は進めていったほうが。これはこれでいいと思いますよ、ただそっちの方が最終的には農家の信頼を得ると確信しております。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
6番委員	<p>6番です。今の細川委員に賛成するものです。いわゆるこれは遠野市のタフビジョン推進事業を農業委員が絡んで事業主になるという案なわけですね。それとは違うんですか。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>

事務局 長	<p>説明が不十分でした。農地法をきちんとご理解いただきたいのですが、本来遊休農地なんて出るはずがないんです。所有者、または権利者は、耕作をする義務があるわけです。これを今まで放置してきたということに、農業委員も見逃してきたんだということもあるわけですし、所有者もちょっとその部分がわからなくてこうなってきたと、確かに販売利益に繋がらないという農政上の課題もあると思います。ここでですね、係長のほうから説明があったとおりに食糧を安定して供給するためには、遊休農地、耕作放棄地を改善して農地として保全していかなければならないということが国の政策でありますから、このような解消対策事業という補助事業がでてきたんです。そのやり方が指導通知、いわゆる耕作放棄地をもっている農家には指導通知がいつているんですが、指導する農業委員の名前が載っているんです。そうしたときに指導にいったときにどういうふうにするか対応していかなければならない、こういう義務がある、それでただただ木を切って草を刈ってただやればいいのかどうするのかといったときに、こういった事業がありますよと自分で体験をして、したことによって説明ができると思っていますので、確かに収益には結びつきませんが、そういったものを学習するという意味からも取り組んでいきたいなということでご提案をさせていただいたところです。</p>
6 番 委 員	<p>はい、だからそうするために、遠野市タフビジョン推進事業があるからこれを活用しては、については農業委員が主体となっていうように受け止めましたけども、農業委員というものはやっぱりその地域においてのこういう事業があるということを含めての、いわゆるその推進ということが業務ではないのかなというふうに考え、その農業委員がその地域においては農家でもあるから、その農家として地域としてそういう事業に絡むということは非常にいいことだろうと思いますけども、農業委員、代表農業委員として農地管理委託契約云々となってくると、結局その農業委員がその遠野市タフビジョン推進事業における補助金の主体になるように受け止めるわけなんですよ。そうではなくて、農業委員の役割としては地域において、こういう補助事業があるから活用することによって遊休農地の解消にも繋がるし、ひいては将来的な農地の活用の農業としての計画にも役立つのではないかとということでやっぱり農業委員というのは指導的、あるいは推進的立場ではないでしょうかと思います。</p>
議 長	<p>確かに今言われたのはそのとおりに思うんですが、いわゆる今まで農業委員が解消を様々やったんだけど、先ほど事務局が言ったように、じゃあそこ農地を今まで黄色だったのを青にしたんだけど、ではそこに何をやるって言っても今まで明確な答えを出せない状況で今までできたんですよ。その中でやっぱりそのこれは前の話になりますが、前農地部会長も1町歩やってみたと、これを農業委員会で推進してみたらと、広がっていったらと、主体的になっていくのはそのとおりになんですが、実はその中でさっきも言ったように地域の人たちにそれをぜひ目で見て感じていただいて、広めていこうというのが今回の狙いじゃないかなというふうに考えております。常に我々が主体的にやっけていこうということではなくて、そういったものを起こしていくなだと、その起爆剤になっていけばなというふうな感覚でいけばいいのかなと感じております。</p>
事務局 長	<p>次男委員が言っていることもその通りだと思いますが、19ページをお開きいただきましたんですが、タフビジョンばかりでなく国そのものはですね10アール10万円の補助事業で耕作放棄地再生利用緊急対策事業というのがあります。これは2分の1ですのでこれに該当しないもの、いわゆる規制が厳しいものですから、それ以外のもので市のほうで単独事業を出したということでして、これの事業で取り組んでみようとして、農業委員会が取り組むべきものではないということでしたが、二面性を持って考えていただければよろしいかと思いますが、農業委員が農業委員の名前で農業委員何の誰々と契約するわけではないので、農業委員の、例えば上郷地区3名の農業委員がいたと、その中の代表が菊池次男委員だとして、菊池次男で管理委託契約になりますから農業委員という名称は出てきません。ただ農業委員としてこういう事業があるということを経験することによって、お分かりになると思いますから、次は、農家にですね入ってこういう事業があるということが説明できると思いますし、もちろん貸借もやっけていかなければならないことですから、これは一つの事例として取り組みましようということでの提案でございます。</p>

20番委員	<p>す。</p> <p>最後にもう一点。この事業を進めるにあたってちょっと。たとえば遊休農地であっても、完全に山地帯の誰が見ても山で荒れてしまったと、それからちょっと山の中に農地があると、そんなところまで私は割り切ったほうがいいと思います。誰が見たって時期に山になると、例えば農地の中にも荒地があるとか耕作地であるけど手が届かなくて荒れていると当然やってあげなくてはならないし、そこをある程度境をつくって進めないと誰が見てもわかる遊休農地になっているんだけど、それまでもう何年かで赤になってしまうというところまで無理して進める必要はないのではないかと思います。</p>
議長	<p>あくまでもこの場合は景観作物という感覚もあるのですから当然その道路際の一番見えるところに遊休農地があって荒れてるとかそういうところが有効的だと思います。</p>
26番委員	<p>26番。別にこの案がいいとか悪いとかではなく、これは局長が指摘されたとおりの遊休地が増えたというのは農家そのものの責任というよりも、我々農業委員の責任なんですよ。何年というこの歴史の中で任務放棄してあるんですよ。私は議員時代からも常々そう思っていました。やるべきことをやらないで今のような人気取り。人気取りのようなものでしのごうというのはこれはよくないと思います。やっぱりこういう状況はまず自らの責任どうだったかと反省したうえで、もう一回の例えばこの菜種なら菜種の種をいろんな原料に変えていくと、かそういうような将来のあるような生活のほうをやっぱりやらないとこれとはいいませんけども、我々の遊休地が増えたというのは責任放棄もあるんじゃないかと私は思います。皆さんは自信と誇りを持っているでしょうけど。</p>
27番委員	<p>これに異論はありません。ただこの景観作物という形の推進ですから見える範囲内の場所にとということのようですけど宮守町の場合ちょっとわからないけども三つあるわけですが。</p>
事務局長	<p>宮守町の場合は三つになります。達曽部、鱒沢、宮守となります。</p>
28番委員	<p>はい、28番。この案は案としていいと思うんですけど、実はある方から耕作放棄地になりそうな場所があるから誰か耕作してくれる人見つけてくれないかという話があったんです。それであちらこちらできそうなところに相談したら、いや個人ではやる人はいないんだと、それでいろいろ話を進めたら若い人たちに頼めばいいんじゃないかと、その若い人たちというのは営農組合のことだったんです。その営農組合で豆でも頼めばいいじゃないかという話で、そのトップの方に話をしましたところが、豆でも何でも耕作するところがあればいくらでもやるよという話でした。問題はその鹿、鹿にやられてですね、ここ2、3年皆無のところだからその鹿対策をしてもらわないと引き受けることはできないということでした。若い人たちに頼めばいいよといわれたときに遊休農地解消することができると思ったんです。ところがその話を聞いたときにやはりこの鹿というのが大きな敵であって、これを本気になって撲滅作戦しないとやりたくてもやれないというところがいっぱいあります。実は、私もこの遊休農地はゼロということになっていますが、増えてきてます。今まで部落の人たちに貸借してたばこを耕作してもらっているところもありましたが、そこも休めば2反歩、3反歩でできます。そういう隠れている遊休農地が結構あるやに思います。そこをその鹿対策をして農家と営農組合が引き受けますということになれば簡単なことなんですけど、そのへんのところ檻を作ったとかそんなことではあまり鹿対策にならないので、そこを行政を含めてなんとか大きくなってやらないと遊休農地は増えてくる、一生懸命やっても逆に増えてくるという状況がなかなかなくなれないと思いますので検討してください。以上です。</p>
事務局長	<p>はい、鳥獣外対策については今までもいろいろ出てきていまして、これではいかんということで正明委員の提案によりまして、農業委員会独自で被害額調査をしたわけでありまして。調査したところが公共牧場の牧草は除きでも1億8千万という額が算定されま</p>

	<p>した。市ではその当時、1億程という被害額でしたが倍近い被害額でした。この見方を一つとってもですね、認識の違いもありましたし、現状の把握の違いもあるんじゃないかと思っていますが、正明委員はその当時市に攻撃材料と使うのではなくて予算獲得するための材料として使おうということで、その資料を市当局に届けたのですがこれがなかなか出てこない、届けたのにも関わらず出てこない、まだ1億8千万という数字がでてきませんが、悪口になってしまいます。今回、市長が土淵の米通に行った時だというように聞いていますが、相当鹿被害がひどいということを言われたということで市長がいわれたことで、急遽慌ててトップダウンで緊急要望にまとめて県知事、県南広域振興局長それから沿岸の振興局長に要望活動をしているという状況です。</p> <p>そういう状況になって去年の鹿の駆除頭数が480頭でしたか相当の駆除頭数だときいていますが480ではどうにも追いつかない、今の生息頭数が4千とか5千とかいう数字も聞こえてきてますので会長は厳しく市当局へ申し入れている状況ですけども、なかなか思うように進んでくれないなあというふうに思っているところですが、さらに今日の協議をふまえて会長と共に会議の席では強く申し入れをしていきたいと思っております。</p>
14番委員	上郷地区で今年国の事業で共同の電気牧柵4段のもので、全部揃ったもので佐比内地区からまとまって入る話も聞いているんですけども。
2番委員	まだ入ってません。予定ではお盆前にはいるということでしたが。
14番委員	多分、予算が動いてなくてこないんでしょうけども一つの例としてそれで入るわけですから、その結果がよければ各町に広げていくことも進めていけばかなり解消になるかとは思いますが。
28番委員	今の関連なんですけど、まとまった面積であれば営農組合でも取り組むけれども、5畝や1反歩やそっちにもこっちにもあるとなれば作業効率も悪くなるし。
14番委員	単体でやっているんですけども、山際を一带にというのが効果的だと思います。
議長	ではその辺の話はまだ私の耳にはいってないのでなんとも言えませんが、そういう現状で申請をしていると聞いています。
14番委員	内示はもらっていてやることも決まっているんですけど国の予算が動いていないので実際にはまだです。
議長	やっぱりそういうことは、会がある毎に鳥獣害に関してはかなり厳しいつっこみはしているんです。そういうのは頭にいれてどんどん話はしていきたいと思えます。
29番委員	今、耕作放棄地解消ということで緑の話ばかりしているんですよ。そして私、一勇委員の話に賛成なんですけども、やっぱり151町歩の耕作放棄地の中に赤111町歩ある赤というのは農地にもどせないというところなわけですから、ここの地目変更を考えるというのも一つの手だと思うんです。ただその際には農業者年金をもらってる、経営移譲年金もらってる方が地目変更すると支給停止になる可能性があるから、その辺をチェックしてこれをやるということも一つの手ではないかなと、前に新聞にも載りましたが、長野県は4000ヘクタールの耕作放棄地をなくしたというのがあったんですよ。これはどうやったかという、この方法でやったんです。ですからここでも例えば緑を解消することはもちろんいいわけでありまして目立つ解消方法としては赤をなんとか整理していった方が早めになるのではないかと思います。これ私の意見です。ですからここの150町歩のうちの3分の2がもどせないという形になってはいますが、考える必要があるのではないのでしょうか。
15番委員	15番。今少し話がでたのですが、菜の花を鹿が食べるものですか。実はこの菜の花を植えるということをこれはですね、去年の6月でしたか、耕作放棄

	<p>地解消ゼロ運動というものを、市長に我々が宣言して各部落で分かれて私共の仕事としてこれが発足したと、やっぱり私共は何かやっぱり報酬をもらっている以上何かやらないといけないと、それでできることであれば、いわゆる耕作放棄地、赤とか黄色とかいろいろあるようですけども黄色を解消したいとできない部分についてはまたあとで手続きをして、まずもってゼロ宣言をしたからやりたいということでやることにした計画であります。以上です。</p>
12番委員	<p>12番。先ほどの鹿のことがでましたけども連絡というかお願いします。実は、鹿などの鳥獣被害対策実施隊で管内の10編成で今月の28日から8月、9月いっぱい駆除にはいきますので、パトロールあるいは銃器で銃殺もしますので、一人一日5頭は配分駆除するかもしれませんが音がでますので誤解というか分かっていたきたいと思います。常時いるというところがあったら教えていただければ駆除しやすいと思います。</p>
議長	<p>だいぶ時間も過ぎました。いろいろな意見もいただきました。この辺で質疑の方はよろしいですか。  それでは質疑がないようですので質疑を終結し採決いたします。  協議第1号、平成24年度遠野市農業委員会遊休農地解消対策（案）については原案のとおりにすることにいたします。  以上で本日の日程は終了いたしました。  その他ございませんか。  （「なし」の声あり）</p>
議長	<p>【閉会】  以上をもちまして第40回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。  （午後5時12分閉会）</p>
	<p>署名  遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成24年7月25日</p> <p>遠野市農業委員 16番 _____</p> <p>同 17番 _____</p> <p>遠野市農業委員会会長 _____</p>